

瀬戸市公平委員会における押印を求める手続の見直しのための関係規則の整備に関する規則をここに公布する。

令和3年9月29日

瀬戸市公平委員会委員長 日比 剛

瀬戸市公平委員会規則第1号

瀬戸市公平委員会における押印を求める手続の見直しのための関係規則の整備に関する規則

(瀬戸市職員団体の登録に関する条例施行規則の一部改正)

第1条 瀬戸市職員団体の登録に関する条例施行規則(平成2年瀬戸市公平委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

第1号様式から第11号様式までの規定中「」を削る。

(瀬戸市職員の不利益処分についての審査請求に関する規則の一部改正)

第2条 瀬戸市職員の不利益処分についての審査請求に関する規則(昭和26年瀬戸市公平委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項、第9条第14項及び第17条第4項中「押印」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。